

# 私立幼稚園(教育標準認定子ども) に係る財政措置等について

平成26年9月4日

出典

H26.9.10

子ども子育て支援新制度

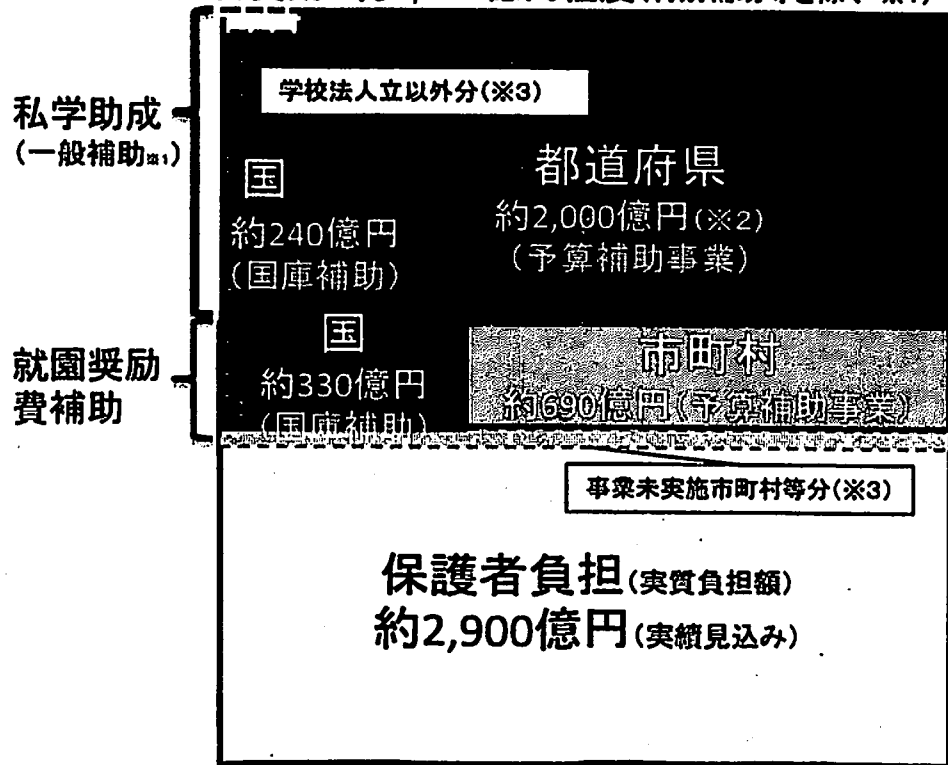
区市町村説明会資料の

# 私立幼稚園の財政構造の変化(1)(質改善前ベースの基本的考え方)

- 新制度における質改善前の教育標準時間認定子どもに対する公費助成の財政構造は、現行の私立幼稚園に係る水準(総費用額、公費・私費の割合、国費・地方費の割合)と同じ水準を前提として公定価格、利用者負担、国費負担割合等を設定。  
すなわち、全ての私立幼稚園が新制度に移行した場合を想定した財政構造とする予定であり、この場合、全国统一費用部分は概ね66%となる見込み。(なお、新制度では、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園が公費助成の対象となることや全ての市町村において国の補助基準に従った利用者負担設定を行うことに伴う公費負担増が必要となるが、これは、基本的に、量拡充で対応する予定。)
- また、新制度に移行しない私立幼稚園については、現行どおりである。毎年度の予算において、新制度への移行見込み等を踏まえ、新制度の予算(内閣府)と私学助成等の予算(文部科学省)とを切り分けて積算することとなる。

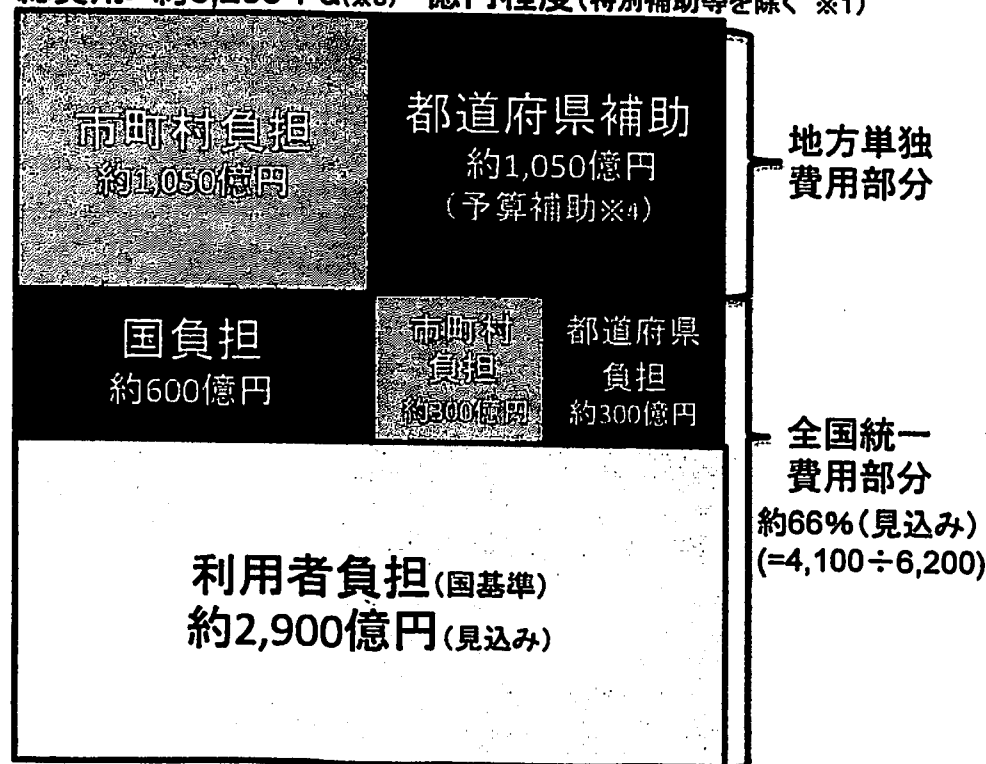
## 現状(平成26年度政府予算ベース)

総費用 約6,200億円程度(特別補助等を除く ※1)



## 新制度の前提となる財政構造

総費用 約6,200+α(※3) 億円程度(特別補助等を除く ※1)



※金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額

- ※1 私学助成のうち、一般補助のうち一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。
- ※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。
- ※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。
- ※4 新制度の園のうち、「国負担・都道府県負担・市町村負担」の部分は法律上の負担が規定されている。単独費用部分の都道府県補助は、各都道府県において補助事業の創設が必要。